

手繰第1種漁業許可の追加公示について

1. はじめに

手繰第1種漁業許可については、令和4年4月に一斉切り替えを行ってから、定数に空きがあったため、令和4年11月に追加で公示を行い許可した（詳細は表1のとおり）が、その後、また新たに新規就業者等から当該漁業許可を取得したい旨の要望が寄せられている。

表1

年月	許可件数			内容
	ごり沖びき	あゆ沖びき	その他沖びき	
令和4年（4月）	85 隻	82 隻	88 隻	一斉切り替え
令和4年（11月）	4 隻	4 隻	4 隻	追加許可
合計 （R6.10.1時点）	87 隻 （定数 110 隻）	84 隻 （定数 110 隻）	90 隻 （定数 110 隻）	（各2隻廃止）

滋賀県におけるさらなる水産業の発展のためには、新規漁業就業者を含むこれらの許可申請希望者が早期に着業できるよう取り計らうことが妥当であり、定数の範囲内において、当該漁業許可の申請を新たに受け付けることとしたい。

2. 制限措置の内容等について

- 制限措置については、以下の通りとする。
- 定数は上限の110隻から現在有効な許可数を減じた隻数以下とする。

表2

漁業種類	船舶等の 数または 漁業者の 数	船舶の 総トン 数	推進機 関の馬 力数	操 業 区 域	漁業時期	漁業を営 む者の資 格
手繰第1種漁業（ごり沖びき網漁業）	23 隻以下	5トン以下	127 kW以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	7月20日から翌年2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業（あゆ沖びき網漁業）	26 隻以下	5トン以下	127 kW以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	2月1日から2月末日まで	滋賀県に住所を有する者
手繰第1種漁業（その他の沖びき網漁業）	20 隻以下	5トン以下	127 kW以下	琵琶湖大橋の堅田行き車線区分線から北側へ500メートルの距離の線以北の琵琶湖	8月1日から翌年4月30日まで	滋賀県に住所を有する者

3. 許可の有効期間

なお、当該の追加公示により許可をした場合の許可の有効期間は、令和3年11月19日の第587回琵琶湖海区漁業調整員会での承認事項（別添資料）に基づき、すでに許可を所有する者の許可の有効期間の満了日に合わせ、**令和8年6月30日**（次回の一斉切り替え日）までとする。

4. 申請期間

許可の申請期間は、**令和6年10月25日から令和6年11月5日まで**とします。